

熊本市公報(契約)

第 6 1 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市総務局契約監理部契約政策課

発行日 平成 28 年 12 月 20 日

目 次

○入札公告（量水器 口径 13mm ロング（隔測式 舶来ネジ））	1
○入札公告（熊本市市民病院再建事業）	7

上下水道局契約公告第 258 号

平成 28 年 12 月 20 日

平成 28 年 11 月 22 日付上下水道局契約公告第 234 号で公告した量水器 口径 13mm ロング（隔測式 舶来ネジ）に係る条件付一般競争入札について、入札に参加する者が 2 者に満たなかったため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条及び熊本市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 24 年上下水道局規程第 25 号。以下「特例規程」という。）第 2 条において準用する熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 24 年規則第 102 号。以下「特例規則」という。）第 5 条第 1 項の規定により再公告する。

熊本市上下水道事業管理者 永 目 工 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達する物品の名称 量水器 口径 13mm ロング（隔測式 舶来ネジ）
- (2) 品質 仕様書のとおり
- (3) 数量・単位 2 個
- (4) 納入期限 平成 29 年 3 月 10 日
- (5) 納入場所 熊本市上下水道局料金課（量水器倉庫）

2 入札に関する事務を担当する部署

〒862-8620 熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 45 号
熊本市上下水道局総務部総務課
電話 096-381-4061（直通）

3 入札手続の種類

この案件は、開札前に条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の確認を行い、競争入札参加資格があると認められた者による入札の結果に基づき落札者を決定する方法により入札手続を行う。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市物品売買（修理）契約参加資格者に関する要綱第 5 条の参加資格者名簿に登載されている者又は熊本市上下水道局物品売買（修理）契約参加資格者に関する要綱第 6 条

の参加資格者名簿に登載されている者であること。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号及び熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成 21 年告示第 199 号）又は熊本市上下水道局物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（以下これらを「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに熊本市税の滞納がないこと。
- (7) 業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。
- (9) 総価契約であるか単価契約であるかを問わず、一の契約において、平成 18 年度以降に量水器を納入した実績（6(2)に規定する申請書等の提出日までに納品が完了したものに限る。）を有すること。

5 特例規程第 2 条において準用する特例規則第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格に関する審査の申請

本件入札の参加希望者のうち、6(2)に規定する申請書等の提出日において 4(1)の条件を満たしていない者は、2 の入札に関する事務を担当する部署（以下「担当部署」という。）へ本件入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成 28 年 12 月 28 日（水曜日）までに、同年 4 月 1 日付け上下水道局契約公告第 36 号に定めるところにより熊本市上下水道局総務課へ特例規程第 2 条において準用する特例規則第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格に関する審査の申請をしなければならない。

6 申請手続等

(1) 申請書、仕様書等の交付期間及び方法

平成 28 年 12 月 20 日（火曜日）から平成 28 年 12 月 28 日（水曜日）まで熊本市電子入札ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、希望する場合は担当部署で配布する（担当部署での配布については、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。

郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

- ・担当部署での配布は、午前 9 時から午後 5 時まで
- ・熊本市電子入札ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

なお、仕様書等については、開札日までの間、担当部署において閲覧に供する。

(2) 申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」と総称する。）を提出し、競争入札参加資格の有無について熊本市上下水道事業管理者の確認を受けなければならない。提出方法等について

は、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）により次の書類を提出すること。電送（ファックス、電子メール等）により提出されたものは受け付けない。

- (ア) 競争入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）
- (イ) 競争入札参加資格審査調書（様式第 2 号）
- (ウ) 水道料金等滞納有無調査承諾書（様式第 3 号）（熊本市に本店又は支店、営業所等を有する場合に限る。）
- (エ) 量水器の納入実績（様式第 4 号）（当該実績については、申請書等提出日までに納入が完了したものに限り。）
- (オ) 4 (9)に規定する納入実績を証する契約書の写し又は発注者の証明。なお、これだけでは当該実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料（仕様書の写し又は発注者の証明等）で併せて補完すること。
- (カ) 4 (9)に規定する納入実績を証する発注者の証明（当該納入実績を証明しようとする契約が単価契約であって、発注者が熊本市上下水道事業管理者、熊本市長、熊本市交通事業管理者及び熊本市病院事業管理者以外の者である場合に限る。）

イ 提出期限

- (ア) 持参の場合

平成 28 年 12 月 28 日（水曜日）午後 5 時まで

- (イ) 郵送の場合

平成 28 年 12 月 28 日（水曜日）午後 5 時まで（同時刻必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。）

ウ 提出部数

1 部とする。

エ 提出先

- (ア) 持参する場合

担当部署

- (イ) 郵送する場合

〒 8 6 2 - 8 6 2 0 熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 4 5 号

熊本市上下水道事業管理者（熊本市上下水道局総務部総務課）宛て

※ 封筒の表面に競争入札参加資格申請をする調達物品の名称及び競争入札参加資格確認申請書在中の旨を明記すること。

オ 留意事項

- (ア) 様式については、競争入札参加資格確認申請書提出日時点において記載すること。
- (イ) 郵送する場合は、封筒の表面に申請する案件名及び競争入札参加資格確認申請書在中の旨を明記すること。
- (ウ) ア(オ)の契約書の写し又は発注者の証明が添付されていない場合（4 (9)に規定する納入実績を証明しようとする契約が単価契約であって、発注者が熊本市上下水道事業管理者、熊本市長、熊本市交通事業管理者及び熊本市病院事業管理者以外の者であるときは、ア(オ)の契約書の写し若しくは発注者の証明又はア(カ)の発注者の証明が添付されていない場合）は、4 (9)に規定する納入実績を有しているとは認めない。ア(オ)により提出された資料では当該実績を有することが判断できない場合も、同様とする。

(3) 競争入札参加資格の確認

競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、熊本市上下水道事業管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 熊本市上下水道事業管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明会

入札説明会は、実施しない。

9 入札説明書の交付

本件入札の参加希望者に対しては、次に定めるところにより、特例規程第 2 条において準用する特例規則第 9 条各号に掲げる事項について説明する文書（以下「入札説明書」という。）を交付する。

(1) 交付期間・交付時間

平成 28 年 12 月 20 日（火曜日）から平成 28 年 12 月 28 日（水曜日）まで（休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 交付場所

担当部署

(3) 交付に要する金額

無料（但し、交付は 1 部のみ）

10 入札説明書、仕様書等に対する質問

- (1) 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス又は電子メールの場合は、必ず着信を確認すること。

イ 受付期間・受付時間

平成 28 年 12 月 20 日（火曜日）から平成 29 年 1 月 5 日（木曜日）まで（休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 提出先

担当部署

ファックス：096-384-4135

メールアドレス：suidousoumu@city.kumamoto.lg.jp

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市上下水道局ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

平成 29 年 1 月 6 日（金曜日）までに開始し、同年 1 月 11 日（水曜日）までとする。

イ 閲覧場所

担当部署

1 1 入札に参加する者が 1 者である場合の措置

入札に参加する者が 1 者であっても、入札を執行する。

1 2 入札及び開札に関する事項

- (1) 本件入札に参加する者は、次に定めるところに従い、持参又は郵送により入札書を提出するものとする（電送（ファックス、電子メール等）により提出されたものは受け付けない。）。ただし、5 の申請を行った者から入札書が当該入札参加資格審査申請に係る審査の終了前に提出された場合においては、特例規程第 2 条において準用する特例規則第 7 条第 4 項の規定により、その者が開札の時において競争入札参加資格を有すると認められることを条件として、入札書を受理するものとする。

ア 持参の場合

(ア) 提出日時

平成 29 年 1 月 11 日（水曜日）午後 1 時 30 分

(イ) 提出場所

〒 8 6 2 - 8 6 2 0 熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 4 5 号 別館 1 階 熊本市
上下水道局入札室

イ 郵送の場合

(ア) 提出方法

二重封筒に入れ、表封筒に「入札書在中」及び「親展」を、中封筒に入札書に押印した印鑑と同じもので封印した上で「調達物品名」及び「開札日時」を朱書きするとともに、入札参加者名を記載して、一般書留又は簡易書留により郵送すること。一般書留及び簡易書留以外の方法により郵送されたものは、受け付けない。なお、再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書在中」、「調達物品名」及び「開札日時」を朱書きし、再入札書を同封すること。

(イ) 提出期限

平成 29 年 1 月 10 日（火曜日）午後 5 時まで（同時刻必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。）

(ウ) 提出先

〒 8 6 2 - 8 6 2 0 熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 4 5 号

熊本市上下水道事業管理者（熊本市上下水道局総務部総務課）宛て

- (2) (1)に定めるところによらないで提出された入札書（提出期限までに到達しなかったものを含む。）は、これを無効とする。

- (3) 開札の日時及び場所については、次のとおりとする。

ア 開札日時

平成 29 年 1 月 11 日（水曜日）午後 1 時 30 分

※ 再入札を行う場合

再入札は 1 回目の開札後に、その開札は再入札の締切時間後に、それぞれ引き続き行うものとする。

イ 開札場所

〒 8 6 2 - 8 6 2 0 熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 4 5 号 別館 1 階熊本市上下
水道局入札室

- ・ 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務と関係のない熊本市上下水道局職

員を立ち合わせるものとする。

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札執行回数は、2 回までとする。なお、再入札において、再入札の締切時間までに再入札を行わなかった者及び入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、引き換え又は取消しをすることができない。
- (7) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- (8) 熊本市工事競争入札心得（平成 2 年告示第 107 号）第 5 条に準じるほか、競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者及び提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時ににおいて 4 に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (9) 無効とした入札書は、返却しないものとする。

1 3 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 最低制限価格は、設定しない。

1 4 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金

熊本市上下水道局契約事務取扱規程（平成 24 年上下水道局規程第 8 号。以下「契約規程」という。）第 2 条において準用する熊本市契約事務取扱規則（昭和 39 年規則第 7 号。以下「契約規則」という。）第 5 条に定めるところにより、免除する。

- (3) 契約保証金

契約規程第 2 条において準用する契約規則第 22 条に定めるところにより、落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に熊本市上下水道事業管理者を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可）を提出したとき。

(4) 契約条項

契約書（案）を担当部署で閲覧に供するとともに、熊本市電子入札ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページに掲載する。

(5) 申請書等に関する事項

ア 提出期限までに申請書等が到達しなかった場合は入札参加者として認められないものとする。

イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(6) 競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間に、競争入札参加資格があると認めた者が競争入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する競争入札参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、熊本市上下水道事業管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

(7) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が 4 に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(8) 申請書等の提出及び入札に当たっては、熊本市工事競争入札心得に準じて実施する。

1 5 S u m m a r y

(1) Goods/volume to bid on : Electronic remote water meters 13mm Long(new) 2units

(2) Deadline for submitting bidding documents(in case you bring the documents in person) : No later than 1:30PM on January 11th, 2017 (Wed)

(3) Deadline for submitting bidding documents (in case you send the documents by registered mail) : The documents should arrive no later than 5PM on January 10th, 2017 (Tue)

(4) Name of supervising section : General Affairs Section, Waterworks and Sewerage Bureau, Kumamoto City

(5) Language and currency used in procedure : Japanese language and Japanese yen

病院局契約公告第 1 7 号

平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日

熊本市民病院再建事業（以下「再建事業」という。）に係る設計及び施工の優先交渉権者の選定について、公募型プロポーザル方式による手続きを実施するため、次のとおり公告する。

なお、本案件は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の適用を受ける事業である。

熊本市病院事業管理者 高田 明

1 事業概要

(1) 事業名

熊本市市民病院再建事業

(2) 建設場所

熊本市東区東町 4 丁目 4 番 1 の一部

(3) 事業概要

ア 再建事業に係る基本設計業務及びその関連業務

イ 再建事業に係る実施設計業務及びその関連業務

ウ 再建事業に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事及びその関連工事（以下「施工業務」という。）

エ 上記ア、イを合わせて「設計業務」という。

オ 上記ア、イ、ウを合わせて「事業」という。

(4) 事業期間

契約締結日から 3 1 ヶ月間と想定しているが、技術提案により提案された期間とする。

(5) 事業規模

1 6 , 8 4 7 , 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税を含む。）以下とする。

2 担当部局

〒 8 6 2 - 8 5 0 5 熊本市東区湖東 1 丁目 1 番 6 0 号

熊本市市民病院事務局経営企画課（熊本市市民病院再建プロジェクト）

電話 0 9 6 - 3 6 5 - 1 7 1 1 内線 3 6 0 7

FAX 0 9 6 - 3 6 5 - 1 7 1 2

電子メール byouinkeiei@city.kumamoto.lg.jp

3 参加資格要件

(1) 基本要件

プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、本事業を実施することを予定する単独企業（以下「単独」という。）又は自主的に結成された特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）とし、企業体による参加の場合の代表構成員は施工業務を行うものとする。

また、本プロポーザルにおいて、2 以上の参加者（企業体の構成員である場合を含む。）を同時に兼ねることができない。

参加希望者は、参加表明書提出期限（平成 2 9 年 1 月 1 1 日、以下「基準日」という。）現在において、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(2) 共通要件

参加希望者においては、以下に掲げる各要件を全て満たすこと。

ア 熊本市に対して熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 2 0 年告示第 7 3 1 号。以下「資格審査要綱」という。）第 5 条に規定する入札参加資格者名簿に登載されている者又は熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和 4 1 年規則第 1 5 号。以下「資格審査規則」という。）第 3 条に規定する競争入札参加資格審査申請書を提出し、資格審査規則第 1 0 条に規定する有資格業者名簿に登載されている者であること。かつ、資格審査要綱又は資格審査規則の規定に基づく平成 2 9 ・ 3 0 年度競争入札参加資格審査申請書を提出し、受理されて

いる者であること。

基準日にいずれの名簿にも登載されていない者は、4 に示す参加資格審査申請を基準日までに行い、技術提案書等の提出期限の日までに登載される見込みの者であること。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更正手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

エ 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと（資格審査要綱に基づき熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出した際の「役員等名簿及び照会承諾書」に記載した役員等に変更があった場合は、「参加資格申請内容変更届」を熊本市に提出していること。）。

オ 参加希望者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが企業体の代表構成員以外の構成員である場合及び同一の企業体に属する場合を除く。）。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する 2 者の関係にある場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する 2 者の関係にある場合。ただし、a については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他の関係

その他上記（ア）又は（イ）と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

カ 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成 21 年告示第 199 号。以下「指名停止要綱」という。）、熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成 7 年告示第 108 号。以下「市指名停止要綱」という。）、熊本市上下水道局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱、熊本市交通局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱又は熊本市病院局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

キ 消費税及び地方消費税並びに熊本市税の滞納がないこと。

ク 業として当該プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。

ケ 単独又は企業体の構成員のいずれかが、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。

コ 単独又は企業体の構成員のいずれかが、日本国内において平成 18 年 4 月 1 日以降に

5, 000 m²以上の免震構造建築物の設計業務の実績を有すること。なお、増改築の定義は、建築基準法によるものとし、増築の場合は増築部分のみを対象とする（増改築の定義は、以下同様とする。）。

サ 3(3)に掲げる設計者の要件に挙げた資格及び実績等を有する技術者を必要数配置すること。また、意匠担当主任技術者を本業務に専任で配置できること。

シ 単独又は企業体の代表構成員が、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可を有すること。

ス 単独又は企業体の構成員のいずれかが、日本国内において平成18年4月1日以降に竣工した、病床数300床以上の病院の新築又は増改築に係る施工業務及び延床面積25, 000 m²以上の免震構造建築物の施工業務の実績を有すること。

セ 3(4)に掲げる施工者の要件に挙げた資格及び実績等を有する技術者を必要数配置すること。また、建設業法の定めるところにより専任で配置すること。

(3) 設計者の要件

「設計業務」を行う者は、以下に掲げる各要件を全て満たすこと。

ア 管理技術者として、以下の各条件を全て満たす者を配置すること。

(ア) 一級建築士の資格を有すること。

(イ) 基準日において、参加希望者と6ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。

(ウ) 日本国内において平成18年4月1日以降に竣工した、病床数300床以上の病院の新築又は増改築に係る設計業務及び延床面積25, 000 m²以上の免震構造建築物の設計業務の実績を有すること。

イ 意匠担当主任技術者として、以下の各条件を全て満たす者を配置すること。

(ア) 一級建築士の資格を有すること。

(イ) 基準日において、参加希望者と6ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。

(ウ) 日本国内において平成18年4月1日以降に竣工した、病床数300床以上の病院の新築又は増改築に係る設計業務及び延床面積25, 000 m²以上の免震構造建築物の設計業務の実績を有すること。

ウ 構造担当主任技術者として、以下の各条件を全て満たす者を配置すること。

(ア) 一級建築士又は構造設計一級建築士のいずれかの資格を有すること。

(イ) 日本国内において平成18年4月1日以降に竣工した、延床面積25, 000 m²以上の免震構造建築物の設計業務の実績を有すること。

エ 電気設備担当主任技術者として、以下の各条件を全て満たす者を配置すること。

(ア) 建築設備士又は設備設計一級建築士のいずれかの資格を有すること。

(イ) 日本国内において平成18年4月1日以降に竣工した、病床数300床以上の病院の新築又は増改築に係る設計業務の実績を有すること。

オ 機械設備担当主任技術者として、以下の各条件を全て満たす者を配置すること。

(ア) 建築設備士又は設備設計一級建築士のいずれかの資格を有すること。

(イ) 日本国内において平成18年4月1日以降に竣工した、病床数300床以上の病院の新築又は増改築に係る設計業務の実績を有すること。

カ その他

(ア) 管理技術者及び各担当主任技術者は、それぞれ1名とし、兼任しないこと。

(イ) 管理技術者とは、本設計業務全般の管理及び統括を行う者とする。

(ウ) 各担当主任技術者とは、管理技術者のもとで、各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者とする。

(エ) 設計業務を行う者が2者以上の場合、管理技術者及び意匠担当主任技術者の所属

は、構成員のいずれかを問わない。

(4) 施工者の要件

「施工業務」を行う者は、以下に掲げる各要件を全て満たすこと。

ア 現場代理人として、以下の各条件を全て満たす者を配置すること。

(ア) 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。

(イ) 基準日において、参加希望者と 6 ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。

イ 監理技術者として、以下の各条件を全て満たす者を配置すること。

(ア) 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。

(イ) 基準日において、参加希望者と 6 ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。

(ウ) 日本国内において平成 18 年 4 月 1 日以降に竣工した、総合病院（病床数 100 床以上で複数の診療科を有し、外来、入院、手術、検査（検体、血液、生理、微生物及び病理）及び画像診断の各機能を有する病院をいう。以下同様とする。）の新築又は増改築に係る施工業務及び延床面積 25,000 m²以上の免震構造建築物の施工業務の実績を有すること。

ウ 電気設備担当技術者として、以下の各条件を全て満たす者を配置すること。

(ア) 一級電気施工管理技士の資格を有すること。

(イ) 日本国内において平成 18 年 4 月 1 日以降に竣工した、総合病院の新築又は増改築に係る施工業務の実績を有すること。

エ 機械設備担当技術者として、以下の各条件を全て満たす者を配置すること。

(ア) 一級管工事施工管理技士の資格を有すること。

(イ) 日本国内において平成 18 年 4 月 1 日以降に竣工した、総合病院の新築又は増改築に係る施工業務の実績を有すること。

オ その他

企業体の場合、配置予定技術者の所属は、構成員のいずれかを問わない。

4 参加資格審査申請の方法等

3(2)アの資格を有しないものは次に挙げる手続きを行うこと。

(1) 申請の方法

資格審査要綱又は資格審査規則に基づき、競争入札参加資格審査申請書及び必要書類を持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかにより郵送することとし、封筒の表面に「熊本市民病院再建事業」及び「特定調達契約に係る参加資格審査申請書在中」を明記すること。

(2) 申請の時期

平成 29 年 1 月 11 日（水）まで（ただし、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く）

ア 持参する場合は、午前 9 時から午後 4 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く）

イ 郵送する場合は、平成 29 年 1 月 11 日（水）までに必着（不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない）

(3) 提出先及び問い合わせ先

ア 熊本市業務委託契約等入札参加資格審査申請

(ア) 持参の場合 熊本市中央区花畑町 9 番 6 号

マスミューチュアル生命ビル 2 階

熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班

- (イ) 郵送の場合 〒 8 6 0 - 8 6 0 1

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班

- (ウ) 問い合わせ先 熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班

電話 0 9 6 - 3 2 8 - 2 1 1 1 内線 2 1 3 7

イ 熊本市工事等競争入札参加資格審査申請

- (ア) 持参の場合 熊本市中央区花畑町 9 番 6 号

マスマニュアル生命ビル 3 階

熊本市総務局契約監理部工事契約課

- (イ) 郵送の場合 〒 8 6 0 - 8 6 0 1

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市総務局契約監理部工事契約課

- (ウ) 問い合わせ先 熊本市総務局契約監理部工事契約課

電話 0 9 6 - 3 2 8 - 2 1 1 1 内線 2 4 4 2

- (4) 申請書類の入手方法

熊本市ホームページからダウンロードすること。また、4(3)ア及びイの担当課においても配布する。

- (5) 競争入札参加資格の有効期間及び更新手続

当該資格を認定されたときから次期の資格認定のときまでとする。また、更新については、当該資格の有効期間中に公告を行うので、当該公告に基づき手続を行うこと。

- (6) 競争入札参加資格審査申請書等の作成に用いる言語等

競争入札参加資格審査申請書及び必要書類は日本語で作成すること。なお、必要書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、金額は、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

5 プロポーザルのスケジュール

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| (1) 参加表明書の受付開始 | 平成 28 年 12 月 26 日 (月) |
| (2) 参加表明書に係る質問書提出期限 | 平成 28 年 12 月 26 日 (月) |
| (3) 参加表明書に係る質問への回答期限 | 平成 29 年 1 月 6 日 (金) |
| (4) 参加表明書の提出期限 | 平成 29 年 1 月 11 日 (水) |
| (5) 参加資格確認結果の通知 | 平成 29 年 1 月 13 日 (金) |
| (6) 技術提案書に係る質問書提出期限 | 平成 29 年 1 月 17 日 (火) |
| (7) 技術提案書に係る質問への回答期限 | 平成 29 年 1 月 30 日 (月) |
| (8) 技術提案書等の提出期限 | 平成 29 年 2 月 20 日 (月) |
| (9) 選考委員会（ヒアリング） | 平成 29 年 3 月 4 日 (土) 【予定】 |
| (10) 審査結果通知 | 平成 29 年 3 月 9 日 (木) 【予定】 |
| (11) 優先交渉権者の意見・見積提出 | 平成 29 年 3 月 15 日 (水) 【予定】 |
| (12) 価格交渉 | 平成 29 年 3 月 15 日 (水) 【予定】 |
| (13) 優先交渉権者に特定通知 | 平成 29 年 3 月 17 日 (金) 【予定】 |
| (14) 契約の締結 | 平成 29 年 3 月 24 日 (金) 【予定】 |

6 審査に要する関係書類等の交付

- (1) 交付期間 平成 28 年 12 月 20 日 (火) から平成 29 年 1 月 11 日 (水) まで (た

だし、休日を除く)

(2) 交付時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

(3) 交付場所 2 の担当部局

なお、関係書類は、熊本市市民病院ホームページからダウンロードが可能である。

7 参加表明書の提出

参加希望者は、参加表明書（付属書類を含む。）を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書 (様式 1 - 1)
- イ 特定建設工事共同企業体届出書 (様式 1 - 2) (企業体の場合のみ)
- ウ 特定建設工事共同企業体協定書 (様式 1 - 3) の写し (企業体の場合のみ)
- エ 資格審査申請書 (様式 1 - 4)
- オ 申請者の設計業務の実績 (様式 1 - 5)
- カ 設計技術者の配置、資格及び実績 (様式 1 - 6)
- キ 申請者の施工業務の実績 (様式 1 - 7)
- ク 施工技術者の配置、資格及び実績 (様式 1 - 8)

(2) 提出期限

平成 2 9 年 1 月 1 1 日 (水) 午後 5 時まで

(3) 提出先

2 の担当部局

(4) 提出方法

持参または郵送とする。

ア 持参の場合は午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで (ただし、休日を除く。)

イ 郵送の場合は簡易書留郵便とし、上記提出期限までに必着 (不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。)

(5) 参加資格審査結果の通知

参加表明書を提出したすべての者に対して、参加資格審査結果を平成 2 9 年 1 月 1 3 日 (金) に通知する。

(6) プロポーザルの参加資格がないと判断した者に対する理由の説明

ア プロポーザルの参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日 (休日を含まない) 以内に、熊本市病院事業管理者 (以下「管理者」という。) に対してプロポーザルの参加資格がないと判断した理由について、書面 (様式は自由) により説明を求めることができる。

イ 管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日 (休日を含まない) 以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 参加表明書に関する質問書の提出手続等

参加表明書の作成又は提出に関する質問がある場合は、質問書 (参加表明関連) (様式 1 - 9) により提出すること。

(1) 参加表明書提出に関する質問書の提出期限

平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日 (月) 午後 5 時まで

(2) 提出先

2 の担当部局

(3) 提出方法

FAX 又は電子メール（送信後、必ず電話で担当部局に着信していることを確認すること。）。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、平成 29 年 1 月 6 日（金）までに熊本市民病院ホームページに掲載する。

9 参加表明後の辞退

参加表明書（様式 1－1）の提出後、参加を取りやめる場合は、参加辞退届（様式 1－10）を提出すること。

(1) 参加辞退届の提出期限

平成 29 年 2 月 20 日（月）午後 5 時まで

(2) 提出先

2 の担当部局

(3) 提出方法

前記 7 (4)に同じ。

10 現地説明会

現地説明会は実施しない。

11 プロポーザル参加者が 1 者である場合の措置

プロポーザル参加者（プロポーザルの参加資格が有ると認められた者をいう。以下同じ。）が 1 者であっても、技術提案書の審査を実施する。

12 技術提案書等の提出

プロポーザル参加者は、「技術提案書等」を提出すること。

(1) 提出書類（以下の提出書類を総称して「技術提案書等」とする。）

ア 技術提案書表紙（様式 2－1）

イ 技術提案書

ウ 事業費内訳書表紙（様式 2－2）

エ 事業費内訳書（様式 2－3）

オ 事業費積算内訳書（様式 2－4）

(2) 技術提案書の書式等

ア 「熊本市民病院再建事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル評価基準書」（以下「評価基準書」という。）の 5「評価項目」に記載している 7 つの課題に対する考え方並びに具体的な提案を A 3 判（横長使い・様式任意）7 枚以内に分かりやすくまとめて示すこと。

イ 用紙は片面のみの使用とし、左の余白は 20 mm、上下右の余白は 15 mm を目安とすること。

ウ 各課題に項目分けし、イラスト、イメージ図並びに文章表現を含めて自由とするが、文字の大きさは 10 ポイント以上とし、読みやすいように配慮すること。

エ 参加者を特定できる内容の記述（社名やマーク等）を記載しないこと。

(3) 事業費内訳書の作成要領

設計費及び工事費の業務内容は「発注仕様書」を参照すること。

(4) 事業費積算内訳書の作成要領

ア 事業費積算内訳書の記入にあたっては、各項目に該当する費用を算出し記入すること。

イ 必要に応じて、項目の追加は認められるが、項目の削除は禁止とする。

ウ 該当する項目がない場合は「0」と記入すること。

(5) 提出部数

1 2(1)ア 1 部

1 2(1)イ 原本 1 部（クリップ止め）
写し 1 0 部（左肩ホッチキス 1 箇所止め）

1 2(1)ウ、エ、オ 各 1 部

(6) 提出期限

平成 2 9 年 2 月 2 0 日（月）午後 5 時まで

(7) 提出先

2 の担当部局

(8) 提出方法

前記 7(4)に同じ

1 3 技術提案書等に関する質問書の提出手続等

技術提案書等の作成又は提出に関する質問がある場合は、質問書（技術提案関連）（様式 2-5）により提出すること。

(1) 技術提案書等に関する質問書の提出期限

平成 2 9 年 1 月 1 7 日（火）午後 5 時まで

(2) 提出先

2 の担当部局

(3) 提出方法

FAX 又は電子メール。（送信後、必ず電話で担当部局に着信していることを確認すること。）

(4) 回答方法

質問に対する回答は、平成 2 9 年 1 月 3 0 日（月）までに熊本市市民病院ホームページに掲載する。

1 4 審査及び優先交渉権者の特定について

審査は、熊本市市民病院再建事業受託事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において行う。なお、審査及びヒアリングは非公表とする。

(1) ヒアリングの実施

ア 選考委員会により技術提案書等を基に書類選考、ヒアリングを実施する。

イ ヒアリング日時は平成 2 9 年 3 月 4 日（土）を予定している。詳細については別途プロポーザル参加者に通知する。なお、ヒアリングの順番は、事前に選考委員会で抽選により決定する。

ウ 出席者は、説明者を含め 3 名以内とする。

(2) 審査

ア 提出された技術提案書等及びヒアリング内容を「評価基準書」に基づいて審査し、当該事業の実施に最も適していると認められるプロポーザル参加者を優先交渉権者とする。

イ 特定した優先交渉権者に次いで当該業務に適していると認められるプロポーザル参

加者を次順位者とする。

ウ 審査結果の通知

全プロポーザル参加者に対し、郵送により通知する。なお、結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

エ 審査結果の公表

技術提案の審査結果並びに審査及び交渉の過程の概要を、熊本市民病院ホームページにて公表する。

1 5 技術提案書等の取り扱い

- (1) 提出後の技術提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (2) 著作権は原則としてそれぞれのプロポーザル参加者に帰属する。ただし、審査によって採用された技術提案書類等の著作権は熊本市に帰属するものとする。
- (3) 提出された技術提案書は非公開とする。
- (4) 提出された申請書等及び提案書等は返却しない。
- (5) 提出資料は審査に必要な範囲で複製を作成する場合がある。
- (6) 提出された申請書等及び提案書等は、プロポーザル参加資格の確認及び提案内容の評価以外提案者に無断で使用しない。

1 6 契約の手続き

- (1) 本事業は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 18 条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」の設計・施工一括タイプの対象工事であり、優先交渉権者と価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に契約を締結する。
- (2) 優先交渉権者は、選定結果通知の受理後、速やかに事業費積算内訳書の精査、確認を行い、事業費の見積明細書を平成 29 年 3 月 15 日（水）までに提出すること。ただし、技術提案時に提出した事業費内訳書の額を超えてはならない。
- (3) 優先交渉権者との事業契約が締結できない場合は、次順位者と契約交渉を行う。そのため、優先交渉権者は、契約締結できないことが明らかになった時点で、管理者に対し、速やかに文書（様式任意）によりその旨を届けること。

1 7 失格条件

プロポーザル参加者が次の条項のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) この公告に定める手続以外の手法により、選考委員会委員又は事務局等関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合。
- (2) 他のプロポーザル参加者の協力者であった場合。
- (3) 契約締結までに社会的信用を失墜させる行為を行ったことが判明した場合。
- (4) 3(2)ア後段の規定により参加資格が有ると認められた者が、技術提案書等の提出期限の日までに、資格審査要綱第 5 条に規定する入札参加資格者名簿又は資格審査規則第 10 条に規定する有資格業者名簿のいずれにも登載されなかった場合

1 8 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本プロポーザルに関わる費用については、プロポーザル参加者の負担とする。
- (3) 契約保証金については、熊本市契約事務取扱規則第 22 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の

提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に管理者を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が熊本市である場合は、契約書の写しでも可）を提出したとき。

(4) 参加表明書等及び技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、技術提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名除外措置を行うことがある。

(5) 参加資格の確認を行った日の翌日から優先交渉権者の決定までの期間に、プロポーザル参加者が参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

(6) 優先交渉権者の決定後契約締結までの間に、優先交渉権者が 3 に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(7) 配置予定技術者の確認等

ア 記載した配置予定の技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由がある場合において当初の配置予定技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置するものとして管理者の承認を得た場合に限り、変更することができるものとする。この場合において、管理者の承認を得るためには診断書その他管理者が必要と認める書類を提出しなければならない。また、他の業務を受注したことを理由として配置予定の技術者を変更することは認めないものとする。

イ アに違反した場合は、優先交渉権者の決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うものとする。

(8) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則としてプロポーザル参加者が負う。

(9) 資料の取扱い

提案書の作成等にあたって熊本市から受領した資料は、熊本市の了解なく公表及び使用してはならない。

(10) 技術提案の履行

本事業の契約を締結した者（以下「契約締結者」という。）は、技術提案書の提案事項に基づき、責任を持って確実に履行すること（本事業に不利益となる技術提案書の提案事項と認める場合は除く）。また、契約締結者の責により技術提案書の提案事項が達成できない場合は、熊本市と協議の上、同等と認められる方法等で本事業を履行するものとする。

(11) 以上のほか、詳細はプロポーザル実施要項書等による。

1 9 Summary

(1) Project Name: Kumamoto Municipal Hospital Reconstruction Project

(2) Deadline for submitting application documents:

In person or by post: No later than 5:00PM on January 11 (Wed), 2017

(3) Language and currency to be used for proposal:

Language: Japanese

Currency: Japanese yen only

(4) Contact information:

1-1-60 Koto, Higashi-ku, Kumamoto City, 862-8505

Hospital Management and Planning Section

Kumamoto City Hospital Administration Office

Tel: 096-365-1711